

私たち公教育計画学会理事会は、障害のある子どもの小学校就学を拒否した2020年3月18日横浜地方裁判所判決を、障害者権利条約違反であり、国際通念上人権侵害にあたる不当判決であるとして批判する。この判決は、世界のインクルーシブ教育から遅れた日本の特別支援教育の現状を追認にとどまっており、世界のソーシャルインクルージョンの流れに逆行するものである。

川崎市教育委員会は、日本が批准している障害者権利条約に則り、インクルーシブ教育の実現をめざして、光菅和希さんが希望する小学校への就学を一日も早く認めることを強く要望する。

判決によると、原告の請求が退けられた理由は以下である。

- ① 「インクルーシブ教育は、特別支援学校での教育を排除するものではない」ⁱⁱのために、市教委が原告の就学する学校を特別支援学校が適当であるとした判断は不合理ではない。
- ② 学校教育法施行令第18条2は保護者の意見だけではなく専門家の意見の聴取を求めているので、保護者の意向に沿わないのは法令違反ではない。市教委が主治医の診断書の検討や当時在籍していた幼稚園への聴取を行わずに就学する学校を判定したことや、市に医療的ケア支援事業があるにもかかわらず小学校で人工呼吸器使用児を受け入れた事例がないという理由で判定の過程で検討していないのは、合理的配慮を欠くとは言えない。

この判決の問題点は、障害者の権利確立をめざしている国際的な流れを全く踏まえていないことにある。以下、指摘する。

1 障害者権利条約第24条に規定されたインクルーシブ教育を誤って解釈していること

日本は障害者権利条約を2014年に批准し、国として条約の内容を尊重し実行することを約束した。しかし、本判決ではその理念や内容について全く触れられていない。障害者権利条約は、第24条で障害のある子どもにはインクルーシブ教育が保障されなければならないとしている。そして、第24条の実施のためのガイドラインである一般的意見第4号ⁱⁱⁱでは、インクルーシブ教育とは障害のある子どもが障害のない子どもと同じ場で必要な合理的配慮や支援を受けて学ぶことであり、排除された場や分離された場で学ぶことではないと定義している。また、国に対して「障害のある人の一般的な教育制度からの排除は、個人の潜在能力の程度をインクルージョンの条件とすることや、合理的配慮の提供の義務から逃れるために、均衡を失した過度の負担を主張することなど、機能障害またはその機能障害の程度に基づきインクルージョンを制限する何らかの法的または規制的条項による排除も含めて、禁止されるべきである」^{iv}と求めている。

つまり国際通念上では、インクルーシブ教育には分離された場である特別支援学校は含まれておらず、本人・保護者の意に反する分離された学校への就学強制は人権侵害であるとされている。また、現在の文部科学省の特別支援教育では、教育する側の把握した教育的ニーズにかなった教育をインクルーシブ教育ととらえているが、インクルーシブ教育とは、正しくは障害者本人の要求（ニーズ）に応じた教育である。行政が、現時点で上記のような解釈にとどまっていると考えれば、司法はこの点をこそ指摘する絶好の機会であったと言える。

2 日本が障害者権利条約を批准するために行った学校教育法施行令改正の趣旨が川崎市教育委員会の就学相談の手続きに反映されていないことを是認していること

日本は障害者権利条約を批准するために、障害者基本法改正や障害者差別解消法成立など国内法の整備を行っている。本判決の焦点となった学校教育法施行令も、この経緯の中で 2013 年に改正された。それまでの学校教育法施行令が、障害を理由として子どもを特別支援学校に分離している点で条約に抵触するからである。そこで、保護者の意見を最大限尊重して総合的に就学先を判断すると改正された。

川崎市教育委員会は、就学相談の過程において、保護者からの子どもを小学校に就学させたいという意見を聞いてはいるが、特別支援学校が適当とする判断を当初から持ち、相談過程において小学校に就学した場合を想定した合理的配慮等について全く検討していない。学校教育法施行令改正に則り、保護者の意向を尊重して総合的判断をしようとする体制ならば、当時通っていた幼稚園の教職員や主治医など本人の身近な人から安全に関する配慮や具体的な合理的配慮の内容について聴取するはずである。いわんや、前例がないという理由で、市が用意している医療的ケア支援事業について保護者に説明もせず、検討もないなどありえないはずである。

本判決では、学校教育法施行令が改正されて以降も、就学相談の手続きを従来とまったく変えずに障害の種別と程度のみで判断し就学相談を行っていた川崎市教育委員会の過失を認めていない。これでは、日本が条約批准のために行った国内法改正作業全体の否定につながる。就学の間という子どもの人生を左右する重要な事項を決める際に、保護者に十分な情報提供をせず就学先を決定し、保護者の意見を真摯に尊重せず退けた本件の川崎市教育委員会の就学先指定は、改正された学校教育法施行令が定める就学手続に反するものであり、これを判決が是認したことは重大な過失である。また、このような川崎市教育委員会の対応は、保護者の思いをないがしろにする行為であり、子どもの人生に大きな影響を与える学校教育に関わる行政機関としてとうてい許されないものである。

以上から、本学会理事会は、本判決が障害者権利条約の誤った解釈に立脚し、国際的な人権感覚を欠落させたものであったことを批判する。

近く予定されている国連障害者権利条約第一回日本審査では、この判決は間違いなく厳しく批判されるはずである。日本政府には、条約の締約国として今回の判決の背景にあるインクルーシブ教育の解釈及び法令の問題点を真摯に反省し、今後このような国際基準に反する判例が出されないよう、障害者権利条約に則り法令とその運用全体の見直しをすることを求める。

本判決は、同月に出された津久井やまゆり園殺傷事件判決ⁱとも深く関係している。19 人の障害者を虐殺した植松聖被告の犯行動機が解明されないまま死刑判決で裁判は終結した。人間に内在する“内なる優生思想”の解明をしていく必要がある。また、このような優生思想を乗り越えていくための重要な取り組みとして、どの子も“共に生き共に学び合う”インクルーシブ教育の理論を深め、実践を地道に具体的に積み重ねていく必要がある。

ⁱ 「就学通知処分取消等請求事件」：特別支援学校ではなく小学校を希望しながらも特別支援学校の判定が出たことを保護者が不服とし、川崎市教育委員会に判定の取り消しと小学校就学を求めた裁判。河村浩哉裁判長は、保護者の請求を棄却し、市教委の判定は適法で裁量権の逸脱や乱用はしていないという判決を出した。

ⁱⁱ 平成 30 年（行ウ）第 58 号 就学通知処分取り消し等請求事件 判決要旨 p1

ⁱⁱⁱ 障害者権利委員会 インクルーシブ教育を受ける権利に関する一般的意見第 4 号（2016 年）
https://www.dinf.ne.jp/doc/japanese/rights/rightafter/crpd_gc4_2016_inclusive_education.html

^{iv} 同上 パラグラフ 18

^v 令和 2 年 3 月 16 日宣告 横浜地方裁判所 被告事件名：建造物侵入、殺人、殺人未遂、逮捕致傷、逮捕、銃砲刀剣類所持等取締法違反